

# 矢巾町空家等対策計画を策定

町では国の法律に基づき、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空き家の活用のために適切な対策を行う「矢巾町空家等対策計画」を平成30年3月に策定しました。ここでは町内の空き家状況と計画の概要をお知らせします。

## 空き家解消の特措法により 市町村で空き家対策計画策定可能に

近年、全国で適切な管理が行われていない空き家などが防災や衛生、景観など地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしています。本町でも空き家に関する問い合わせや苦情が多くなっている状況にあります。

国ではこのような状況を踏まえ、「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「法」という。）を平成27年5月に施行しました。

市町村はこの法に基づき、区域内で空き家などに関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、基本指針に沿って、空家等に関する対策についての計画（空家等対策計画）を定めることが可能になりました。

町では、町内状況調査やパブリックコメントを経て、平成30年3月に「矢巾町空家等対策計画」を策定しました。

## 町内で空き家の可能性のある 建物は149件ありました

町では、空き家の詳細な実態を把握するため、平成28年度に空き家実態調査を実施しました。

調査の結果、町内には149件空き家の可能性がある建築物が確認されました。

建築物の老朽度は、そのまま活用可能と考えられる建物が32件、一部修

繕が必要と考えられる建物が112件、除却を含めた対策を検討すべきと考えられる特定空家候補が5件でした。

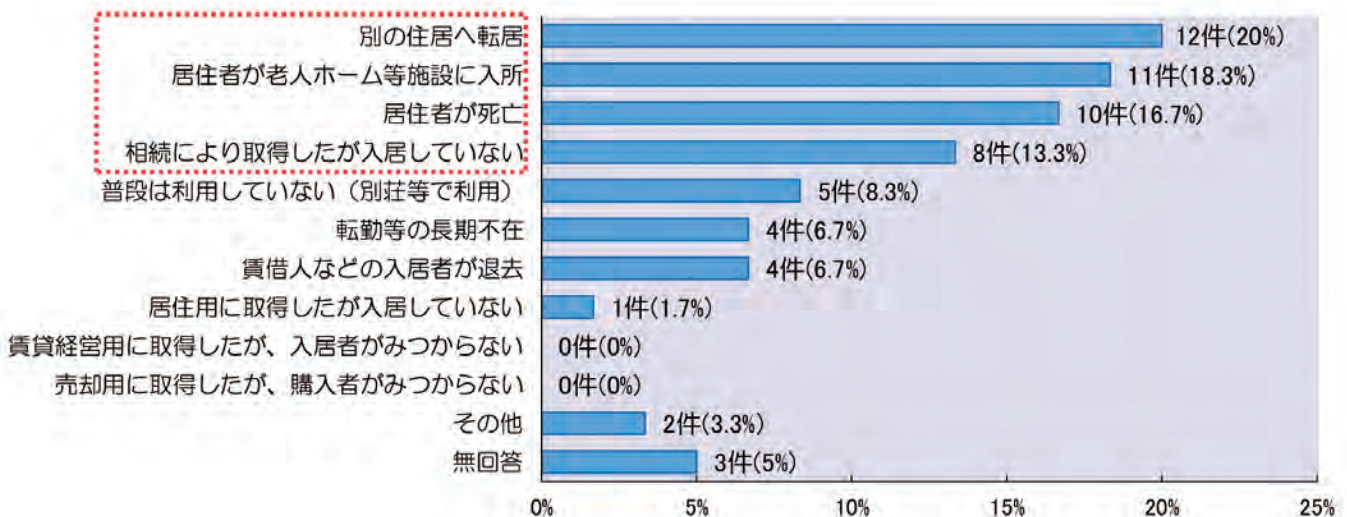
空き家の可能性のある建築物149件の所有者に意向調査を行い、78件の有効回答がありました。

空き家になったきっかけは「別の住居へ転居」「居住者が老人ホーム等施設に入所」「居住者が死亡」「相続により取得したが入居していない」が多く、合計で41件（68・3%）となりました。※詳しくは、下の回答結果をご覧ください。

## 法第2条で述べている空き家などはこの2つです。

**空家等** 建築物またはこれに附属する工作物で、長い間居住その他の使用がされていないものおよびその敷地をいいます。※国や地方公共団体が所有または管理するものは除きます。

- 特定空家** 次のいずれかに該当する建築物
- ①倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態
  - ②著しく衛生上有害となるおそれのある状態
  - ③適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
  - ④その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



## ◆計画の基本事項

対象地区

町内全域

対象とする空家等の種類

法第2条に定める空家

計画期間

平成30年4月から10年間

## ◆空き家などの対策における課題や基本的な方針と施策

調査の結果、空き家などの対策を推進する上で4つの課題があることが分かりました。問題への基本的な方針と施策は次のとおりです。

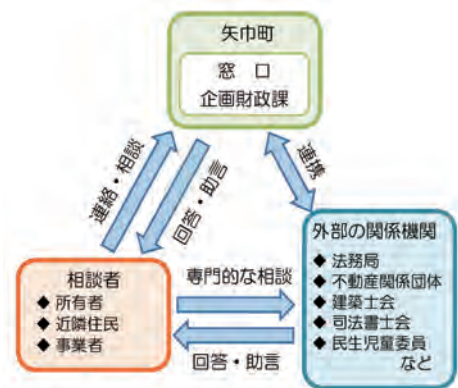
### 課題1

#### 高齢化の進行による空き家の増加

所有者の高齢化や一世帯当たりの人員減少が、空き家発生大きな要因となっています。今後は高齢世帯や高齢者一人暮らし世帯の増加が予測され、これらの方の老人ホーム入所や死亡により、空き家の増加が考えられます。

#### 基本方針1 空き家などの適切な管理の促進

- 適切な管理が行われていない空き家などは、個人の財産ですので、町は、空き家などの所有者などが自らの責任により的確に対応すること呼びかけます。
- 空き家などの発生を防ぐためには、所有者などが適正に管理することに加え、問題意識を持つことが重要です。町は、空き家などのリスクやその備えについて各種団体などとの連携・協力による空き家関連セミナーなどを通じて、広く周知・啓発を図ります。
- 専門的な相談に対しても外部の関係機関と連携し、解決を図ります。



### 課題2

#### 需要に応じた空き家の利活用促進

岩手医大附属病院開院により、人口増加や住宅需要が想定され、空き家利活用の必要が考えられます。

#### 基本方針2 空き家などの利活用促進

- 想定されている住宅需要に対応するため、空き家情報の提供に取り組みます。
- 空き家などの利活用促進に係る情報提供の仕組み(空き家・空き地バンクの制度)を構築します。
- 空き家を活用して移住・定住する場合の支援策について検討します。
- 所有者に対し、空き家など除却後の跡地の有効活用や市場流通を促すことにより、跡地を活用する施策について検討します。
- 市街化調整区域の空き家など利活用について、県や関係機関との協議や調整を行います。

## 空き家などの利活用に関する施策

- 外部への情報提供
- 所有者に対する支援
- 空き家・空き地バンク制度の構築
- 移住・定住施策における空き家などの有効活用
- 空き家などの除却後の跡地の利用促進
- 市街化調整区域の空き家などの利活用